

# 大阪市生野区及び天王寺区シェアサイクル実証実験協働事業者募集要項

## (公募型プロポーザル)

### 1 事業名称

大阪市生野区及び天王寺区シェアサイクル実証実験

### 2 実証実験の内容に関する事項

#### (1) 実証実験の目的と概要

国の「自転車活用推進計画」では、自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の形成に向け、シェアサイクルの普及促進が示されています。シェアサイクルは、都市内に設置された複数のサイクルポート（以下「ポート」という）を相互に利用できる利便性の高い交通システムであり、公共交通の機能を補完し、観光振興や地域の活性化、環境負荷の低減等に資するなど、公共的な交通として重要な役割を担っています。

大阪市においても一部の区でシェアサイクルの実証実験が進められているところで、シェアサイクルの推進は、地域住民の「生活の質（QoL）の向上」や「2025年日本国際博覧会」開催等、大阪で観光される人々の回遊性の向上など、様々な効果が期待できます。

今般、大阪市の周辺区に位置する生野区と移動の関連性が高い中心区天王寺区が連携し、区間連携のモデルケースとして取り組むことで、大阪市全体にポートの増設、拡充されることを期待するとともに、区内移動並びに隣接区における相互の移動の円滑化、交通不便地域※への対応や自然災害等への対応を図ることで、住民の移動利便性の向上と来訪者の回遊性の向上に資する新たな交通手段として有効性があること及びこれらに関する課題を検証するため、本実証実験を実施します。

本実証実験は、生野区内及び天王寺区内に複数のポートを設置して自転車（電動型自転車及び一般型自転車）を導入し、周遊できる有償のシェアサイクルシステムを運用するものであり、システムの実地展開には民間事業者が有するノウハウや専門性を活用することが不可欠であるため、実証実験を実施する事業者（以下「協働事業者」という）を公募型プロポーザルにより募集します。

※鉄道駅から半径500m以上かつバス停留所から半径350m以上の距離がある地域

#### (2) 実証実験の実施内容

具体的な実施内容については、別紙1「実施細目」を参照してください。

なお、「実施細目」は基本的な業務内容を示していますが、公募型プロポーザルによる提案を受けて追加・変更のうえ、協定書を締結します。追加・変更する実施内容については、協働事業者と生野区役所及び天王寺区役所が協議のうえ定めることとします。

#### (3) 導入する自転車及び運用システム等について

実証実験として提案・応募していただく概要としては以下のとおりです。

- ・導入していただく自転車は、多くの利用者が柔軟に利用できる地域的な移動に適した自転車（電動型自転車及び一般型自転車）を想定しています。
- ・本格実施にあたっては、行政からの助成等に頼らない、民間事業者による自律的な運営を想定していますので、実証実験においても、利用者から利用料金を徴収して運営費に充当する仕組みが前提となります。

- ・使用する自転車の違法駐車・放置等の発生に対する配慮から、利用時外の自転車を保管するポートの設置を条件とする他、利用を開始・終了するポートをそれぞれ任意に選択できる自由度の高いシステムを導入するとともに、ICTを活用して利便性を高めることや利用データを把握しやすい仕組みなど、事業者の創意・工夫を求めます。
- ・なお、運用システムとして、バス・タクシーなど道路運送法に規定する旅客運送事業は対象としませんのでご注意ください。

#### (4) 実施期間

令和5年4月1日（予定） ～ 令和10年3月31日

- ・十分な実証実験の結果が得られていないなど、状況により甲乙合意のうえ期間を延長する場合があります。

#### (5) 実施場所

生野区内及び天王寺区内（原則として生野区内及び天王寺区内を実施範囲とし、本実証実験の必要上から周辺地域を含むことも可とします。）

#### (6) 協働事業者の役割

- ・協働事業者は、前項（5）に定めた実施場所において、前項（4）に定める実施期間内に自転車とその運用システムを導入して自ら運営にあたり、運営状況に係る各種データなどを成果物として生野区役所及び天王寺区役所に無償で提供していただきます。
- ・なお、これらに要する費用はすべて協働事業者の負担とし、協働事業者は自転車の運行に伴い利用者から料金を収受することができますが、生野区役所及び天王寺区役所からは、協働事業者に対して補助金、委託料、負担金など費用の負担や支出を行いません。
- ・シェアサイクルでの生野区内及び天王寺区内、その他区外を周遊するモデルルートを作成・広報することにより、シェアサイクルの利用促進を図ります。

#### (7) 生野区役所及び天王寺区役所の役割

- ・ポートを設置するために、大阪市が所管する生野区内及び天王寺区内の公有財産（用地）を一定範囲内で提供します。公有財産の使用は原則無償とします。
- ・ポート用の場所確保に向けた協働事業者の取り組みに協力し、関係先に対する要請等を行います。
- ・実証実験の実施に係る地元関係者等との調整を行います。
- ・生野区役所及び天王寺区役所広報紙、ホームページなどで周知・広報します。

#### (8) 実証実験の成果物の帰属

締結する協定書等での規定にもとづき、実証実験で得られたデータなどの成果物は生野区役所及び天王寺区役所と協働事業者が共有して、それぞれが活用することができます。

なお、生野区役所及び天王寺区役所に提供いただいたデータは、事前に協議のうえ、外部に公開できる範囲や内容を定めただうえで、行政機関等で情報公開することを可能とします。

### 3 協定締結に関する事項

#### (1) 協定締結の方法

選定された協働事業者とは、「大阪市生野区及び天王寺区シェアサイクル実証実験に関する基本協定」を締結していただきます。なお、協定内容は、別紙協定書案をもとに、実施細目並びに企画提案書により、協働事業者と生野区役所及び天王寺区役所が協議のうえ決定します。

なお、協定の締結に際し、選定された事業者が以下の事由に該当した場合は、その選定を取り消し、協定を締結しないことがあります。また、生野区役所及び天王寺区役所が被った損害について、賠償請求を行うことがあります。

- ① 応募資格を喪失した場合
- ② 提出した書類に虚偽の記載があった場合
- ③ 正当な理由なく協定の締結に応じない場合
- ④ 財政状況の悪化等により、業務の履行に支障が生じると判断される場合
- ⑤ 社会的信用の著しい喪失等により、事業者として適当でないと判断される場合

## (2) その他

協定締結後、当該協定の履行期間中に協働事業者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、協定を破棄します。

## 4 応募資格、必要な資格・許認可等

次に掲げる条件のすべてに該当することが必要です。

- ア 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。
- イ 参加申請書の提出時点において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の更生手続開始の申立てをした場合、同法に基づく裁判所による更生手続開始決定がなされていないこと。
- ウ 参加申請書の提出時点において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の再生手続開始の申立てした場合、同法に基づく裁判所による再生計画認可決定がなされていること。
- エ 手形交換所における取引停止処分を受けている場合、2年間を経過していること。
- オ 本業務の実証実験提案書の提出期限の日前 6 か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していないこと。
- カ 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）、その他の関係法令に違反していないこと。
- キ 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。また、特定の公職者（候補者を含む）または政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。
- ク その他、公共の福祉に反する活動をしていないこと。
- ケ 複数の法人・団体等から構成される共同事業体として応募に参加する場合は、すべての構成員において上記ア～クの条件を満足するほか、次の条件を満たす必要があります。
  - ① 全体の意思決定、管理運営等に責任を持つ共同事業体の代表者を決め、その者が提案書の提出を行うこと。なお、代表者は、業務の遂行に責任を持つことができる法人・団体等とする。
  - ② 参加申請書類提出後、代表者及び連合体を構成する法人・団体等の変更は認めない。
  - ③ 代表者とならない法人・団体等にあつては、代表者に代表権を委任する旨記載されている委任状を提出すること。
  - ④ 申請書の提出時に共同事業体の協定書（様式自由）の写しを併せて提出すること。なお、協定書には、構成員の役割分担が記載されていること。
  - ⑤ 単独で応募した法人・団体等は、共同事業体の構成員となることはできない。
  - ⑥ 各構成員は、複数の共同事業体の構成員となることはできない。

## 5 スケジュール

- |            |                  |
|------------|------------------|
| ・ 公募開始     | 令和 4 年 11 月 1 日  |
| ・ 質問受付締切   | 令和 4 年 11 月 10 日 |
| ・ 質問に対する回答 | 令和 4 年 11 月 17 日 |

- |                   |               |
|-------------------|---------------|
| ・ 参加申請、企画提案書の提出期限 | 令和4年11月30日    |
| ・ プレゼンテーション・選定会議  | 令和4年12月22日    |
| ・ 選定結果通知          | 令和5年1月上旬頃（予定） |
| ・ 協定締結・事業開始       | 令和5年4月1日（予定）  |
| ・ 事業完了            | 令和10年3月31日    |

## 6 応募手続き等に関する事項

### (1) 質問の受付

#### ア 受付期間

令和4年11月1日から令和4年11月10日 17時30分まで（必着）

#### イ 提出方法

「質問書」(様式1)に記載し、電子メール ([ikuno-keiyaku@city.osaka.lg.jp](mailto:ikuno-keiyaku@city.osaka.lg.jp)) で提出してください。なお、電話や口頭、所定の様式以外での質問は受け付けません。

※件名を【大阪市生野区及び天王寺区シェアサイクル実証実験質問書】としてください。

#### ウ 回答

令和4年11月17日までに生野区役所のホームページで回答を掲出します。

### (2) 参加申請関係書類の提出

#### ア 参加申請書

- ① 公募型プロポーザル参加申請書 (様式2) 共同事業体にあつては所定の様式の共同事業体届出書兼委任状とともに、共同事業体の協定書の写しを添付してください。
- ② 事業者の概要が分かる資料（パンフレット等事業者の業務内容が分かるもの）
- ③ 類似事業の実績が分かる資料（様式自由）
- ④ 使用印鑑届 (様式3) ※共同事業体にあつては代表構成員のみ
- ⑤ 印鑑証明書（申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：原本）
- ⑥ 法人の登記簿謄本または登記事項全部証明書（写し可（申請時点で発行から3ヵ月以内のもの））
- ⑦ 直近1ヵ年の貸借対照表及び損益計算書（写し ※作成していない場合は、確定申告書の写しを提出してください。）

※本市入札参加有資格者名簿に登録されている者については、上記④～⑦を省略できます。

#### イ 企画提案書

- ① 公募型プロポーザル企画提案書 (様式4)
- ② 企画提案内容説明書（プレゼンテーションに使用する資料、様式自由）
- ③ 企画提案内容調書 (様式5)
- ④ ポート設置計画書 (様式6)
- ⑤ 自転車及びポート等の設備の仕様が分かる資料（様式自由）

#### ウ 受付期間

令和4年11月1日から令和4年11月30日 17時30分まで（必着）

#### エ 申請方法

必要事項を記入のうえ、生野区役所4階地域まちづくり課（〒544-8501 大阪市生野区勝山南3-1-19）まで持参または送付してください。なお、申請書類を持参される場合は、事前に下記までご連絡ください。

連絡先：電話 06-6715-9743

電子メール [ikuno-keiyaku@city.osaka.lg.jp](mailto:ikuno-keiyaku@city.osaka.lg.jp)

オ 提出部数

1部（ただし、企画提案書については、正本1部、副本5部）

※副本は、事業者を特定できる箇所（事業者名・所在地・代表者名・ロゴマーク等）にマスキング等の処理を行ってください。

## 7 選定に関する事項

### （1）選定基準

審査は、「【付表】選定基準」に基づき、公平かつ客観的な審査を行います。

### （2）選定方法

ア 本企画提案の審査については、「大阪市生野区及び天王寺区シェアサイクル実証実験協働事業者」選定委員が行い、その意見を受けて選定します。

イ 選定委員は、審査基準に沿って企画提案書の審査を行います。

ウ プレゼンテーション・選定会議（参加者数等によって変更する場合があります）

（ア）開催日時 令和4年12月22日（開始時間は参加者ごとに通知）

（イ）場 所 生野区役所5階 501会議室

（ウ）内容・方法

- ・参加者ごとに行い、1団体あたり30分程度（説明（15分以内）及び質疑応答）とします。
- ・提出した企画提案書（6（2）イ）をもとに書面を使って説明を行うこととし、未提出の資料は使用しないでください。
- ・各選定委員による採点の平均が、審査基準に示す各項目区分（大分類）の全てにおいて配点の1/2以上の団体を協働事業者の選定対象とします。
- ・参加者が1団体であっても審査を行います。
- ・最も評価点が高い1事業者のみを協定締結候補者とします。
- ・審査の結果、評価点が高い団体が複数となった場合、選定委員の審議の上決定します。
- ・協定締結候補者と協定の締結に至らなかった場合は、次点者が協定締結候補者に繰り上がるものとします。

### （3）失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外します。

ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること

イ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと

ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること

エ 提出書類に虚偽の記載又は記載漏れ等の不備があること

オ 提出書類の提出方法、提出先、提出期限に適合しないこと

カ プレゼンテーション・選定会議を欠席すること

キ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

### （4）選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、全ての参加者に通知し、また、生野区役所のホームページに掲載します。

## 8 その他

### (1) 提案に要する費用、条件等

- ア 企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とします。
- イ 採用された企画提案書について、大阪市に対して情報公開請求がなされた場合、「大阪市情報公開条例（平成 13 年大阪市条例第 3 号）」に基づき、非公開となる情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開を行うことがあります。
- ウ すべての企画提案書は返却しません。
- エ 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しません（大阪市情報公開条例に基づく公開を除く）。
- オ 各書類の提出期限後の提出、追加、差し替え等は認めません。
- カ 参加申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とします。

### (2) 問い合わせ先

生野区役所地域まちづくり課 下村・森本  
〒544-8501 大阪市生野区勝山南 3 丁目 1 番 19 号  
電話 06-6715-9743  
電子メール [ikuno-keiyaku@city.osaka.lg.jp](mailto:ikuno-keiyaku@city.osaka.lg.jp)

【付表】選定基準

大分類	小分類	評価の視点
基本方針 【20点】	目的の理解【10点】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実証実験の目的を理解し、計画に反映しているか。</li> <li>・実証実験のスケジュール及び目標は明確か。</li> </ul>
	地域特性の把握【10点】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生野区及び天王寺区の地域特性を把握し、計画に反映しているか。</li> </ul>
まちづくり 【40点】	地域経済の活性化【15点】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区内事業者（観光・商業等）との多様な連携等により、地域経済の活性化に有効な取組を実施できるか。</li> </ul>
	地域貢献【15点】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民の移動利便性向上が期待できるか。</li> <li>・災害時の柔軟な運用など、今後のまちづくりに有益な影響を期待できる取組を実施できるか。</li> </ul>
	提供データ【10点】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後のまちづくりに有意義なデータ等を提供できるか。</li> <li>・シェアサイクルの活用につながる魅力的なモデルルートを作成できる提案となっているか。</li> </ul>
運営設備 【20点】	設置計画【15点】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ポートの5か年の設置計画（設置数・設置場所・自転車台数等）は適切か。</li> </ul>
	性能及び維持管理【5点】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自転車・ポートの性能（安全性・耐久性・操作性・利便性・デザイン等）やメンテナンスは適切か。</li> <li>・ポート間の自転車の偏在にどのように対応するか。</li> </ul>
利便性 【5点】	利用料金及び利用方法【5点】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用しやすく、適切な料金設定となっているか。</li> <li>・利用者登録、決済、利用開始及び返却は容易か。</li> <li>・多言語対応など外国人が利用しやすいものか。</li> </ul>
安全対策 【5点】	違法駐輪対策及び事故・トラブル対応等【5点】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実証実験に使用する自転車の違法駐輪への対応、ポートにおける違法駐輪への対応は適切か。</li> <li>・事故・トラブルなど緊急時の対応窓口・体制・問い合わせ方法・加入する保険内容、個人情報の管理方法・管理体制は適切か。</li> </ul>
運営能力 【10点】	運営実績【5点】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・シェアサイクル事業又は類似事業の運営実績、ノウハウがあるか。</li> </ul>
	運営体制【5点】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実証実験を実施できる十分な運営体制が確保されているか。</li> </ul>
合計 【100点】		